

日光川公園整備運営事業 基本協定書（案）

日光川公園整備運営事業（以下、「本事業」という。）に関して、名古屋市（以下、「甲」という。）と、本事業に係る公募型プロポーザルにおいて選定された優先交渉権者である、●●グループを構成する●●、●●及び●●（以下、「乙」という。）は、以下のとおり合意し、本事業に係る基本協定（以下、「本協定」という。）を締結する。この基本協定書において用いる用語の定義は、本事業に係る公募型プロポーザルにおいて令和 7 年 3 月 31 日に甲が公表した「日光川公園整備運営事業募集要項」（各要求水準書、対話実施要領、選定基準書、様式集、各協定・契約書（案）を含み、それらに対する質問回答等、甲が本協定の締結日までに公表・提供する一連の資料等をいう。以下「募集要項等」という。）に定められたとおりとする。

（目的）

第 1 条 本協定は、本事業に関し、乙が優先交渉権者として選定されたことを確認し、設計・建設・工事監理請負契約及び指定管理者基本協定（以下、「事業契約等」という。）の締結及び本事業の円滑な実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（甲と乙の義務）

第 2 条 甲及び乙は、本事業に係る公募型プロポーザルにおける募集要項等及び乙が甲に提出した提案書類等を基に、事業契約等の締結に向けて、互いに協力の上、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、前項の事業契約等の締結のための協議にあたっては、甲及び名古屋市公園施設整備等事業者選定委員会の要望を最大限尊重するものとする。

（役割分担）

第 3 条 乙の構成企業、本事業に係る構成企業の役割及び業務実施責任は別紙記載のとおりとする。

（代表企業の責務）

第 4 条 事業契約等の締結前に乙から代表企業が離脱した際は、乙は優先交渉権者の地位を失うものとする。

2 本協定の締結後、代表企業を除く構成企業の一が本事業から離脱した際は、代表企業は、当該離脱が本事業の実施に支障が出ないことについて、責任を負うものとする。なお、構成員の離脱に伴う一切の損害は、他に規定する場合を除き、乙が負担するものとする。

3 代表企業は、本事業にかかる設計・建設・工事監理（以下、DB という。）業務、指定管理業務、設置管理許可施設の整備運営を一体として実施するため、各業務に携わる構成企業の取りまとめや関係者との調整など、責任をもって事業全体を統括しなければならない。

（設計・建設事業者の役割等）

第 5 条 本事業の実施において、DB 事業者は、DB 請負契約に基づき、DB 業務を適正かつ誠実に実施する役割及び責務を負うものとする。

- 2 DB 事業者は、管理運営業務を行いやすい施設を整備することを目的とし、指定管理事業者の意見を十分に取り入れた上で、DB 業務を実施しなければならない。この場合において、DB 事業者は、指定管理事業者の意見を取り入れるため、積極的に調整を行うように努めなければならない。

(指定管理事業者の役割等)

第6条 本事業の実施において、指定管理事業者は、指定管理者基本協定に基づき、管理運営業務を適正かつ誠実に実施する役割及び責務を負うものとする。

(事業契約等の締結)

第7条 甲及びDB 事業者は、この基本協定締結後、令和7年12月26日を目途として、名古屋市会に対する事業契約の締結についての議案提出日までに、DB 請負契約の仮契約を締結するものとする。

- 2 前項の仮契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年名古屋市条例第43号）第2条の規定に基づき、名古屋市議会の議決をもって本契約としての効力を生ずるものとする。
- 3 DB 請負契約の対象とならない施設に関して、乙が自己の負担と責任により設置を提案し、甲の承認を得た場合において、乙は当該施設の設置を実施する。
- 4 甲及び指定管理事業者は、この基本協定締結後、令和11年4月1日を目途として、指定管理協定を締結するものとする。ただし、指定管理協定の締結にあたっては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、名古屋市議会の議決をもって指定管理者の指定を行うことを条件とする。
- 5 甲及び乙は、事業契約等を締結した後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。

(本協定の任意解除)

第8条 乙は、乙の都合により本事業を実施できなくなった場合においては、甲と協議の上、優先交渉権者の地位を辞退し、本協定を解除することができる。

- 2 前項に定める協議により本協定が解除された場合、乙は、次の各号に定めるとおり甲に対して違約金を支払わなければならない。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

(1) 前条第1項のDB 請負契約の仮契約締結前に本協定が解除された場合、甲は、乙が提案書類等に記載したDB に要する費用及び事業期間全体にかかる指定管理業務に要する費用の合計額に、消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を乙に請求できるものとし、乙は、甲の請求があり次第、当該請求において定められた金額を支払うものとする。

(2) 前条第4項の指定管理協定の締結前に本協定が解除された場合、甲は、乙が提案書類等に記載した事業期間全体にかかる指定管理業務に要する費用に、消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を乙に請求できるものとし、乙は、甲の請求があり次第、当該請求において定められた金額を甲に支払うものとする。

(本協定の強制解除)

第9条 次に掲げる場合は、甲は、事前に乙に通知し、又は乙と協議することなく、本協定を解除し、事業契約等を締結しないことができる。この場合における違約金に関する定めは、前条の規定を準用する。ただし、第2号から第5号までについては、構成企業が次の各号のいずれかに該当する場合であっても、甲が当該構成企業の離脱を認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本事業に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- (2) 名古屋市との契約に関して贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (3) 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付名古屋市等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置を受けたとき。
- (4) 構成企業が募集要項に定める資格要件を欠く事態となったとき。
- (5) その他構成企業の責めに帰すべき事由により、本協定の履行が困難であると甲が認めたとき。

(準備行為)

第10条 乙は、事業契約等の締結前であっても、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行うものとし、甲は必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

(事業契約等の不成立)

第11条 事由の如何にかかわらず、甲と乙が事業契約等の締結に至らなかったときは、本協定に別段の定めがある場合を除き、既に甲と乙が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(不測の事態等への対応)

第12条 乙は、不測の事態等により自らの経営管理の体制又は業務の実施体制の維持更新、並びに健全な財政状況の保持が困難になる場合又は困難になるおそれがあると判断した場合は、速やかにその内容の詳細を甲に通知し、対応について甲と協議しなければならない。この場合において、乙は、甲から求められたときは、協議に参加しなければならない。

2 前項に定める協議が調わない場合は、甲が本事業の趣旨を鑑みて合理的な対応を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本事業に関して知り得た情報につき、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないこと、及び本事業以外には使用しないことを確認する。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 本協定締結前から知っていた場合

(2)既に公になっている場合

(3)本協定締結後に、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合

(4)裁判所により開示が命じられた場合

(5)弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合

(6)甲が名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）に基づき開示する場合

（権利義務の譲渡等）

第 14 条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位及び本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

（有効期間）

第 15 条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、本事業の事業期間の末日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約等の締結に至らなかった場合には、事業契約等の不成立が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、第 10 条、第 12 条、第 14 条、本項及び第 18 条の規定は存続するものとする。

（協議）

第 16 条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第 17 条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名 称 名古屋市
代表者名 名古屋市長 広 沢 一 郎

乙 ●●●●●グループ

代表企業

住 所 ●●●●●
名 称 ●●●●●
代表者名 ●●●●●

構成企業

住 所 ●●●●●
名 称 ●●●●●
代表者名 ●●●●●

構成企業

住 所 ●●●●●
名 称 ●●●●●
代表者名 ●●●●●

別紙 本事業実施にかかる●●●●の構成企業及び役割

本事業における役割	所在地	名称	代表者名
代表企業 (統括責任者) 指定管理事業者 (指定管理業務責任者)	●●●●	●●●●	●●●●
DB 事業者 (設計業務責任者) (工事監理責任者)	●●●●	●●●●	●●●●
DB 事業者 (建設業務責任者)	●●●●	●●●●	●●●●
DB 事業者 指定管理事業者	●●●●	●●●●	●●●●
指定管理事業者 設置管理許可事業者 (設置管理許可業務責任者)	●●●●	●●●●	●●●●